

信用基金の役割

独立行政法人農林漁業信用基金は、農林漁業を営む皆様の信用力を補完し、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にすること等により、農林漁業の健全な発展に資することを使命とする独立行政法人です。

保証・保険業務

農林漁業は、国の施策において、持続的かつ健全な発展を図ることとされている重要な産業であり、その経営においては、機械や生産資材の購入、施設・設備の導入等から運転資金に至るまで、経営の態様や発展段階に応じて、多種多様な資金ニーズがあります。一方、農林漁業経営は天候などの自然条件に左右されることや、投資回収の期間が一般に長いなどの特徴があることから、他の産業とは異なる融資上のリスクがあります。

信用保証保険制度は、こうした農林漁業融資に特有のリスクを軽減する公的な信用補完制度です。

信用基金は、農業・林業・漁業の信用保証保険制度の運用を通じて農林漁業者のみなさまの経営をサポートします。

貸付業務等

信用基金は、農業信用基金協会・漁業信用基金協会、都道府県、農業共済組合・漁業共済組合等が事業や制度の安定的な運用に必要な資金を貸し付けることで、制度の円滑な実施を担保しています。

